

(改正後)

第十四号様式（第十九条）

(表)

← 9センチメートル →

第 号					5.5 センチ メー トル
	年 月 日交付				
	年 月 日限り有効				
所 属					
職 名	氏 名				
	生年月日	年 月	日生		
	立 入 検 査 証				
	千葉県知事			印	

(改正前)

第十四号様式（第十九条）

(表)

← 9センチメートル →

第 号					5.5 センチ メー トル
	交付 年 月 日				
	有 効 期 間 1 箇 年				
所 属					
職 名	氏 名				
	生年月日	年 月	日生		
	立 入 検 査 証				
	千葉県知事			印	

(裏)

この証票を携帯する者は、都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に基づき、開発区域又は建築工事現場等に立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりです。

都 市 計 画 法 抜 粹

第82条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(注) この証票は、都市計画法第3章第1節の施行に関してのみ用いるものです。

(裏)

この証票を携帯する者は、都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に基づき、開発区域又は建築工事現場等に立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりです。

都 市 計 画 法 抜 粹

第82条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(注) この証票は、都市計画法第3章第1節の施行に関してのみ用いるものです。